# 岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務委託

### 2 委託業務期間

契約締結の日から令和4年3月28日(月)まで

## 3 委託業務の目的

県では、平成23 (2012) 年3月に県のエネルギー施策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」を策定し、平成28年 (2017) 3月に改定した。エネルギー分野における技術革新やエネルギーを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、前回改定から5年を経過した令和2 (2020) 年度に見直しを行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会情勢を見極める必要があることから令和3 (2021) 年度に見直しを行うこととした。

当ビジョンは、令和12 (2030) 年度の時点において期待される理想的なエネルギー利用の姿を前提としており、今回、改定を行うビジョンは、これを実現するために必要となる令和4 (2022) 年度から令和7 (2025) 年度までの施策を示すものである。(計画期間の終期は、県エネルギー長期需給計画、県環境基本計画など関連計画の終期に合わせて設定)

昨今のエネルギーを取り巻く情勢としては、国により閣議決定された第5次エネルギー基本計画において再生可能エネルギーが主力電源と位置づけられ、再エネ導入の低コスト化や系統制約の克服、調整力確保などの取り組みが加速している。また、国の2050年カーボンニュートラル宣言や送配電の法的分離によるエネルギーシステム改革の推進、国内エネルギー供給網の強靭化、水素社会実現に向けた取組み等も加速しており、ビジョン策定から状況は大きく変化している。

本契約は、これらの社会的環境の変化に対応した現行ビジョンの見直しを行うため、現行ビジョンの評価、課題の抽出などを委託するものである。

## 4 委託事業の内容

- (1)調査・分析業務
  - ① 現行ビジョンの課題抽出現行ビジョンに基づき取り組んできた施策等の課題を抽出すること。
  - ② 課題解決のための手法や具体的な施策及び目標値・成果指標の提案
    - ①で抽出した課題を解決するために必要となる、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの手法や具体的な施策を提案すること。

また、施策等の効果を検証するために、令和7 (2025) 年度時点、令和12 (2030) 年度時点及び令和32 (2050) 年度時点の目標値・成果指標を提案すること。

③ 調査参考情報資料(岐阜県関係)

「岐阜県次世代エネルギービジョン」

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14418.html

「岐阜県成長・雇用戦略2017」

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11480.html

「第2期岐阜県強靭化計画」

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26188.html

「第6次岐阜県環境基本計画」

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/130209.html

「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画、岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3646.html

(2) 岐阜県次世代エネルギービジョン改定支援業務

県の指示に基づき、(1)で調査・分析した事項を踏まえて、改定ビジョンの構成検討、素 案の作成(修正作業等も含む)及び改定ビジョン概要版の作成を行うこと。

- (3)業務実施に関する計画・報告
  - ・本業務の実施にあたっては、契約締結後、速やかに事業責任者、調査・分析項目、スケジュ ール、実施の考え方等を記載した事業計画書を提出し、県の承認を受けること。
  - ・(1)で実施した調査・分析結果を基に、現行ビジョンの見直しに関する意見聴取を行う検討 会議(岐阜県省エネ・新エネ推進会議)に対し、議論のベースとなる資料等(データ分析結 果等)を県の求めに応じて提出すること。また、必要に応じて検討会議に出席し、報告を行 うこと。

# 【策定スケジュール案】

8月 検討会議 (素案提示)

10月~ パブリックコメントの実施

11月 検討会議(最終案報告)

12月 議会報告、成案

(4) 成果物

以下のものを、本業務の成果物として業務完了時までに提出すること。なお、改定ビジョン 概要版リーフレットの規格等及び電子データのファイル形式は、別途県が指定する。

① 業務報告書(改定ビジョン(最終版)を含む)

A 4 版 1 0 部

② 改定ビジョン概要版リーフレット

1,000部

③ 電子データ

1式

### 5 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行させるため、監督指導者を選任すること。また、会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。ただし監督指導者との兼務は妨げない。
- (2) 監督指導者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- (3) 受託者は、委託契約締結後速やかに、監督指導者の氏名を新産業・エネルギー振興課へ提出すること。異動があった場合も、同様とする。

### 6 実施状況等の報告書類

(1)委託業務完了届

本委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を提出すること。

(2) 実績報告書

本委託業務が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して10

日を経過した日又は当該年度の3月28日のいずれか早い日までに、実績報告書(成果物、関連する資料を含む)を提出すること。

## 7 支払条件等

- (1) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (2) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を県に返還するものとする

## 8 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。 ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の 一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

別記1「個人情報取扱特記事項」によること。

(3) 著作権等取扱

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益にために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 9 業務の継続が困難となった場合の措置

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置 は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うもの とする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

### 10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして 合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受 けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 11 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

- 第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。 (責任体制の整備)
- 第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持 しなければならない。

#### (責任者等の届出)

- 第3 受託者は、この業務による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければ ならない。
- 4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。 (教育の実施)
- 第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この事業による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

## (収集の制限)

- 第5 受託者は、この業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確 にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければなら ない。
- 2 受託者は、この業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又 は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承 諾があるときは、この限りでない。

#### (目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的 に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。 (漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第7 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏 えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努め なければならない。
- 2 受託者は、県からこの業務による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報 を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名 札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この業務による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この業務による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この業務による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報 の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1)個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2)個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3)個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、

廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時 に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体 を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければな らない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの業務による事務に関して知ることのできた個人情報を 消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復 元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、 完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、 立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を県に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 受託者は、この業務による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 受託者は、この業務による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録され た資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。 (再委託)
- 第11 受託者は、この業務を一括して再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)してはならない。また本業務の一部を再委託する場合は、県へ報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)

- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、 受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報 の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法 について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この業務による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。 ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を 変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承 諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、 県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 受託者は、この業務による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、 秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務 の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元 との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うも

のとする。

(立入調査)

- 第13 県は、受託者がこの業務による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。 (事故発生時における対応)
- 第14 受託者は、この業務による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずる とともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情 報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。 (契約の解除)
- 第15 県は、受託者が本特記事項に定める業務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を 解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害 の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

### 著作権等取扱特記事項

### (著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に 係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した 者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当 する場合については、当該第三者に帰属する。

#### (著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第27条 及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第 27 条及び 第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
  - 一 原稿
  - 二 イラスト
  - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受注者に譲渡させるものとする。
  - 一 受注者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

### (著作者人格権)

第3 受注者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材 (以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないも のとする。 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。